2021牧之原市プレミアム商品券事業 取扱加盟店募集要項

１．趣旨

牧之原市商工会が実施する「牧之原市地域応援プレミアム商品券事業」の取扱加盟店（以下、「加盟店」という。）を募集するため、必要な事項について定める。

２．加盟店の募集受付期間

令和３年４月２３日（金）～５月　７日（金）※発売チラシ内加盟店一覧記載（春季分）

令和３年５月　８日（土）～　※発売チラシ内加盟店一覧不記載（春季分）、ＨＰ掲載

３．商品券の利用期間（予定）

（春季）令和３年　５月３０日（日）～令和３年　９月３０日（木）

（秋季）令和３年１０月　３日（日）～令和４年　１月３１日（木）

４．商品券の内容

（１）商品券額　　１，０００円

（２）商品券種類　①全加盟店使用可能商品券　②小規模店舗限定使用商品券

（３）商品券１冊当たりの種別金額　①全加盟店使用可能商品券　　５，０００円

　　　　　　　　　　　　　　　　　　②小規模店舗限定使用商品券　７，０００円

５．小規模店舗の判断基準

　　小規模店舗限定使用商品券が使用できる店舗基準を以下の通り定める。

（１）従業員数基準

　　小規模店舗とは、「製造業その他の業種に属する事業を営む店舗であり、常時使用する従業員の数が２０人以下（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）に属する事業を営む店舗については５人以下）の店舗。

|  |  |
| --- | --- |
| 商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く） | 常時使用する従業員の数　　５人以下 |
| サービス業のうち宿泊業・娯楽業 | 常時使用する従業員の数　２０人以下 |
| 製造業その他 | 常時使用する従業員の数　２０人以下 |

※常時する従業員　　①フルタイムで雇用している方

②上記①の従業員と同等の時間（２/３以上）で雇用している方

（２）上記基準は、申請加盟店単位で判断する。

６．加盟店の登録資格

牧之原市商工会が発行するプレミアム商品券を取り扱うことのできる事業所の登録資格は以下のいずれかに該当する事業所とする。

（１）牧之原市内で営業している事業所

７．加盟店の登録単位

　　牧之原市内に複数店舗がある場合は、各店舗で加盟登録をすることが出来る。

同一地内で複数店舗がある場合、業種が異なっていること、店舗入口が別であること、会計が別であること等、社会通念上別店舗であると判断されるものに限る。

８．商品券の利用制限

商品券は、以下の利用はできません。

（１）納税、公的手数料等の国や地方自治団体への支払い及び公共料金の支払い

（２）たばこの購入。

（３）ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等換金性の高いものの購入。

（４）事業活動に伴う仕入、経費の支払い等の業者間取引としての使用。

（５）商品の販売、サービスの提供をせず換金すること。

（６）お釣りを出すこと。

９．利用済み商品券の換金期間

（春季）令和３年　５月３１日（月）～令和３年１０月１５日（金）

（秋季）令和３年１０月　４日（月）～令和４年　２月１５日（火）

１０．加盟店の責務

（１）取扱加盟店は偽造・模造等された商品券を受け取らないように努めること。

※盗難・紛失・滅失または偽造・模造等に対して、発行者は責任を負いません。

（２）商品券で購入できない商品を取り扱う加盟店舗は、対象外商品を表示すること。

（３）商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと。

（４）加盟店を表示するポスターを消費者の分かりやすい場所に掲示すること。

１１．加盟店募集の周知方法

（１）牧之原市商工会ホームページ掲載

（２）牧之原市商工会広報「商工会のお知らせ」掲載

（３）その他

１２．加盟店の登録方法

（１）加盟店の登録を希望する事業所等は、登録申請書を郵送、ＦＡＸ、電子メールいずれかの方法で牧之原市商工会に提出し、牧之原市商工会の承認を得るものとする。但し、令和２年度プレミアム商品券事業に登録済の取扱加盟店においては改めての申請手続きは不要とし、取扱いを希望しない場合のみ事務局あてに連絡をすること。

（２）牧之原市商工会は、承認した事業所等へ、加盟店であることの資材（ポスター、ステッカー等）を配布する。

１３．登録加盟店の周知

（１）商品券購入時に購入者に加盟店一覧表を配布する。

（２）購入時配布する取扱加盟店一覧（春季分）に掲載される店舗

令和３年４月２３日から令和３年５月７日までに申請登録を行った店舗とする。

（３）令和３年５月８日以後に申請登録を行った加盟店は、牧之原市商工

会ホームページに掲載する。

１４．加盟店の費用負担

（１）登録にかかる費用、換金にかかる費用等は無料とする。

　　　　　※商品券の額面金額を換金いたします。

１５．加盟店資格の喪失

本要項に定める内容に違約する行為が認められた場合には、牧之原市商工会は、換金の停止、加盟店の登録取消し等を行うことができる。

１６．紛失等の責務

利用者から受け取った商品券の盗難、紛失、滅失は、加盟店の責務とする。

１７．届出事項の変更

登録事項に変更があったときは、速やかに牧之原市商工会に届出るものとする。

１８．商品券発行者

　　　牧之原市商工会（〒421-0523牧之原市波津691-2　TEL:52-0640 FAX:52-4846）

以上